

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成24年9月18日(火)	開 議	午前 10 時 00分
		閉 議	午後 3 時 41分
出席委員	堤 齊藤 並河 中村 田中 西村 日高 木曾 石野		
執行機関出席者	山内政策推進室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課参事、竹井企画管理部長、俣野夢ビジョン推進課長、岸総務部長、西田総務課長、木村財政課長、栗林自治防災課長、八木税務課長、松村税務課副課長、辻田教育部長、中川教育部次長、福井教育総務課長、山本学校教育課長、樋口社会教育課長、国分教育研究所副所長、石田教育総務課副課長、木曾契約検査課長		
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	市民 名	報道関係者 0名 議員 4名

会 議 の 概 要

1 堤委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

10:05～

(1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)について

政策推進室長 挨拶

政策推進課参事 説明

< 質疑 >

< 西村委員 >

説明の箇所を地図上で示してもらえないか。

< 堤委員長 >

対応できるか。

< 政策推進課参事 >

後刻になるが提出する。

< 田中委員 >

資料1ページで現況が公衆用道路となっているが、これは開発時に整理すべきであったものが多い。所有権移転し、買い取った後の管理はどうするのか説明されたい。

< 政策推進課参事 >

本来なら開発当時に市へ帰属すべきもの。例えばNo.2は細い国有里道水路のようなものであり市道になるようなものではない。買取後は用途によって所管課を決めてそこで管理していくよう内部的に協議を進めている。

< 木曾委員 >

市道湯の花5号線で市道認定しているものがこの中にあるか。

< 政策推進課参事 >

ない。

< 木曾委員 >

No.25 と No.30 の区の集会所用地敷地は 1㎡あたりの単価はいくらか。相手の売値と買い取り金額の差はどうか。

< 政策推進課参事 >

具体的な金額は今持ち合わせないが、金額の考え方は、固定資産評価額の 42.44% でかなり金額的には安い。

< 木曾委員 >

42.44%の根拠は何か。

< 政策推進課参事 >

No.8 と No.9 は上下水道部から鑑定書が出ており、それが固定資産評価額の 42.44%相当額であるのでそれに合わせているもの。

< 田中委員 >

非常に小さく雑種地等で残る土地は将来的には隣接者への売却等考えているのか。

< 政策推進課参事 >

国有里道水路のような土地であるのでもう少し精査し、将来的には考えている。

< 政策推進課長 >

家と家の間に溝のようなものが残っており、残地を住宅公社が持ってしまったというものが多くある。両隣の整理がつけば処分していきたい。こういうものは会計課所管になるかと思う。

< 木曾委員 >

この一覧にあるものは管財人が関与するまでにすでに整理すべき土地であった。住宅公社が解散するまでに整理すべきものであったことを真摯に反省すべきである。

< 政策推進室長 >

住宅公社を整理する中で市に照会し、整理できるものは道路等市に帰属している。その残っているのが今回の分である。市に無償譲渡の考えもあったが、住宅公社の整理を目前にして無償譲渡は許されない状態であった。債権者が発生し価格設定が難しいので司法判断により価格が設定された。

< 木曾委員 >

結果として市の税金を使わなければならないことになった。それまでに整理しておればよかったのにつけが回っている感がある。

< 中村委員 >

集会所用地、上下水道部買い取り分以外は今後整理できれば売却の意向があると確認した。すべて普通財産として会計課が所管するのか。

< 政策推進課参事 >

用途によって違う。国有里道水路に近い分は会計課になるがすべて普通財産ではない。

< 中村委員 >

一旦所管課が持って、売る時には普通財産に変更するという風に二度手間になるのか。

< 政策推進課長 >

例えば蕨田野温泉線であれば道路に面して隣接地が残っているものは道路課というように将来的に活用できる可能性のあるものは所管課で管理し、それ以外のものは会計課が所管するというように整理する。

< 政策推進室長 >

先ほど西村委員が物件を図面上に示すように言われたが蕨田野町分だけか、全物件か。

<西村委員>

私は蕨田野町分だけでいいが、ほかの委員は全物件がいいのではないか。

<堤委員長>

委員会として、全物件を依頼する。

(政策推進室退室)

～ 10 : 29

(1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)について

企画管理部長 挨拶

夢ビジョン推進課長 説明

<質疑>

<並河委員>

総合計画審議会委員はどのような人が委員になっているのか。

<夢ビジョン推進課長>

総合計画審議会委員は20名の委員で構成されており、そのうち進行管理部会は8名。部会長は井内氏、副部会長は龍谷大学の富野教授、そのほか6名の委員は、経済同友会の関本氏、まちづくり市民協働推進会議の田中美賀子氏、NPO保津川プロジェクト会議の原田氏、民生児童委員代表の山口氏、市副市長である。

<木曾委員>

女性委員を増やしたらいいという意見がいつも出ているがなかなか進まない。今の説明でも1名か。

<夢ビジョン推進課長>

2名。民生児童委員の山口氏は女性である。

<木曾委員>

審議会委員全体ではどうか。

<夢ビジョン推進課長>

総合計画審議会委員20名のうち、女性委員は4名である。

(企画管理部退室)

～ 10 : 37

(1) 報告第1号 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)について

総務部長説明

自治防災課長、財政課長説明

< 質疑 > なし

(2) 第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 4 号) について

自治防災課長、税務課長、財政課長説明

< 質疑 >

< 田中委員 >

自治会館費増に係る 6 箇所とは。

< 自治防災課長 >

当初の 4 箇所が上矢田、池尻、野条公民館、西つつじふれあいセンターで、増えたのが三宅町住民センター、曾我部町中公民館、西別院町生涯学習センター、下矢田町あさひヶ丘、大井町緑ヶ丘。

< 石野委員 >

救命胴衣 8 4 着購入で各分団 8 着ずつということはない分団もあるのか。

< 自治防災課長 >

これまで整備した分と今回の 8 4 着を合わせて各分団 8 着ずつ整備する。

(3) 第 3 号議案 亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例の一部改正について

自治防災課長説明

< 質疑 >

< 日高委員 >

防災会議委員に女性委員の拡充を図るとのことだったが、今回の改正でどうなのか。

< 自治防災課長 >

平成 2 3 年 1 2 月議会で日高委員から質問をいただいた内容である。平成 2 4 年 5 月には内閣府から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう通知があり、これに基づき 5 月 2 8 日付けで社会福祉協議会から推薦を得、学識経験者として女性委員を 1 名委嘱した。今回の防災会議条例の改正は災害対策基本法の改正に伴うものである。直接的に女性委員の拡充を図るものではないが、この内容に即して今後委嘱できるよう努めていきたい。

< 日高委員 >

自主防災組織を編成する者というのが追加されているが、自主防災会に女性はあまり入っていない。女性が何人というように改正しなければ増えないのでは。

< 自治防災課長 >

おっしゃる通りと思う。どの団体に推薦依頼してもなかなか女性を推薦してもらえないのが現状。本市では 3 4 人の委員のうち 4 名で 1 1 . 8 % となっている。都道府県の防災会議なら 3 . 5 %、指定都市 7 . 2 % と比べるとかなりいい数字だが 3 割に満たない状況なので検討課題としたい。

< 日高委員 >

1 2 月議会でも検討すると言った。具体的に市から自主防災組織に何人は女性を選

出するように言わなければいつまでたっても検討中のままとなる。具体的な回答を。

< 総務部長 >

日高委員の質問に応じて先般社協から1名推薦いただいて女性委員を増やした。今後の女性委員の登用については今の段階では返事ができないので検討とさせていただく。災害対策基本法で選出分野が限られているのでますますの答えは難しい。

< 木曾委員 >

なぜ防災会議委員に女性の選出をしなければならないかその根本がある。3.11のような大きな災害があり、女性の視点が必要であるということになった。市も数値目標を持って年度計画をしないといけないのではないか。

< 総務部長 >

あて職なのでその職の方が女性でないと数字はクリアできない。

< 木曾委員 >

そういうことはあるが組織の中でできるだけ選んでもらうようにしなければ解決できない。外せないあて職以外は広くその団体からの選出としなければ増えていかないと思うが。

< 総務部長 >

災害対策基本法に抵触しない範囲で検討していく。

< 西村委員 >

自主防災会は自治会単位で組織されている。そうすると自治会連合会長等調整できる方が適任だと思う。施行日はいつか。

< 自治防災課長 >

公布の日から。

< 西村委員 >

公布の日はいつか。

< 自治防災課長 >

10月2日の予定。自主防災組織を構成する者が今回追加となっており、代表とはなっていないので柔軟に考えるほうがいいのではと思う。

< 齊藤副委員長 >

地域でも婦人会組織がなくなってきている。地域から選出されないと女性になっても意味がないと思う。所管を越えて女性が地域で活躍できるよう所管を横断した組織づくりをし、そこから選出されるようになってほしいと要望する。

< 堤委員長 >

私も総務文教常任委員長のあて職で防災会議委員になっているが、そもそも目的は何なのか。計画を立てるためには男性でなければいけないのか、女性でなければいけないのか。現在あらゆる関連組織から選ばれた人を市長が委嘱している。一般市民からも女性委員を選ぶことができるよう根本的に変えなければ組織に対して女性を出してほしいということとはできない。市の防災計画を立てるのが目的であるので女性が何人というものではない。その説明をされたい。

< 総務部長 >

3.11の時の避難所での女性ならではの視点があり、それらを反映しての御意見であると思う。今後、市長から団体に対して女性選出を依頼することが可能であるならそのようにしたいが、先方の思いもあり調整が必要。委員長のご指摘も踏まえて今後の登用に努めていきたい。

< 西村委員 >

女性の登用も大事だが、組織の代表であり、災害時には指揮もしなければならない。

組織の代表として女性ではできない時もある。女性を増やそうと思えば委員の数を増やして子育て団体等から出てもらうとか、適材適所で考えてはどうか。

< 総務部長 >

十分勘案し、今後の人選に努めたい。

< 日高委員 >

他市ではあて職ではなく、条例で決めて増やしているところがある。今は病院事業管理者等2人女性職員が出ているが、職員以外で増やすように市の条例で決めればいい。いつ災害が起こるかわからない。いざというときに、計画を立てるときに女性の声が反映されるようにされたい。

< 自治防災課長 >

災害対策基本法第15条に都道府県災害対策本部の組織が規定されている。16条で市町村防災会議に準用するとあるので大枠は外せない。その中で都道府県であれば専門部会を設けることも可能とされているのでそのあたりも含めて考えていく。

< 木曾委員 >

防災会議と災害対策本部を混同している。防災会議は災害が起こる前にいろんな意見を集約して災害が起こった時に対策がとれるようにという会議。災害時に出て何かするというものではない。そこは分けて考えなければ女性の登用は難しい。

< 総務部長 >

承知している。

< 堤委員長 >

委員の意見要望を集約してよろしくお願いしたい。

(4) 第4号議案 亀岡市税条例の一部改正について

税務課長説明

< 質疑 >

< 木曾委員 >

下水道除害施設の土地とは何か。

< 税務課長 >

事業所が下水道へ流すための施設を設置する場所なので事業所の土地。

< 木曾委員 >

事業所内の土地すべてが3/4になるのではなく、施設の分だけであろう。

< 税務課長 >

土地は固定資産税の土地になる。償却資産として施設に課税している。下水道へ流すための施設である。

< 田中委員 >

(2)は25年度から施行だが、既存の施設は今後どうなるか。

< 税務課長 >

既存は24年の3月までで従来通り3/4で適用している。

< 中村委員 >

先般酒井議員からも質問があったが、条例改正をHP等に掲載されるときは新旧対照がわかるようにするのか。そうでないと市民は理解しにくいのでは。

< 総務部長 >

条例改正議案について改め文方式から新旧方式へ変更する考えはないかということだったが、まだ結論は出していない。他市の状況も見定めてとなる。今後改正内容の周知をする方法についてはHPについてもこの段階ではする予定はない。

< 並河委員 >

(2) の今後の見込み件数は。

< 税務課長 >

わからない。平成 24 年 4 月 1 日以降には 1 件あった。

< 西村委員 >

議案資料の条例案要綱の裏に新旧対照表をつけてほしい。

< 総務部長 >

資料として新旧対照表をつけることは検討している。その場合のデメリットとしては市税条例ならば膨大な紙数になる。その箇所だけをピックアップする等検討中である。

(総務部退室)

~ 11 : 27

(休 憩)

11 : 35 ~

(1) 第 1 号議案 平成 24 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 4 号) について

教育部長あいさつ

各課長説明

< 質疑 >

< 田中委員 >

P33 . 学校運営経費減について、前項の用務員の数とそのうちシルバーへ委託している数は。

< 教育総務課長 >

今回補正する中学校はシルバー委託が 4 校、嘱託職員配置が 4 校。小学校はシルバー委託が 10 校、正規職員、嘱託職員配置が 8 校。

< 田中委員 >

学校教育における学校用務員の位置づけはどうか。

< 教育総務課長 >

児童生徒の安全確保、円滑な授業ができるように様々な環境整備を中心とした役割を担う。

< 西村委員 >

P31 . 大井小のグラウンド整備について、以前は移転の方向で進めていたが地元とも調整は出来ているのか。忠魂碑はどこへ移設するのか。面積はこれでいけるのか。

< 教育総務課長 >

以前は移設の話もあったが、最終的に地元協議の上で現地でとなった。忠魂碑は大井神社の敷地内に移設いただくことで地元も了解いただいている。神社庁の許可を待っている状態である。敷地面積は約 50 m² の忠魂碑の面積も含めて 4 , 610 m² で、

大きく変わるものではないが焼却炉撤去、忠魂碑、遊具の移設等で効率的に使う中で学校教育は支障なくできると考えている。

< 並河委員 >

教育研究所に関して、不登校児童の現状は。

< 教育研究所副所長 >

教育研究所と図書館中央館で適応指導教室を開いている。やまびこ学級は1名、中学校では13名がふれあい教室に来ている。

< 田中委員 >

亀中工事の契約金額増は補正に上がっていないが既決予算でいけるのか。

< 教育総務課長 >

既決予算の範囲内でいける。

(2) 第 6 号議案 亀岡市立亀岡中学校校舎耐震補強並びに大規模改修工事 (建築) 請負契約について

教育総務課長説明

< 質疑 >

< 中村委員 >

4 , 7 0 0 万円強の多額の変更だが、設計上予測できないことだったのか。

< 教育総務課長 >

建物を解体し躯体部分のモルタルをすべてはがして工事を行うがその段階で判明したもの。当初の調査設計ではわからなかった分である。

< 中村委員 >

これまでも耐震工事はしてきたが、こういうケースは亀中で初めて発生したのか。

< 教育総務課長 >

他の学校でも変更はあったが、1 , 3 0 0 箇所にも及ぶ躯体補修を要する大規模な変更は他にはない。

< 西村委員 >

これは認めるわけにはいかない。天変地異でもなければ安易に変更契約するのは間違っている。元々の設計図があり、それに基づいて業者も調査して額もだしたはず。変更は天変地異のみ。

< 教育部長 >

本来変更すべきでないことのご指摘はよく理解する。耐震設計、耐震診断する中でサンプル調査はやっている。ただ、亀中は非常に耐震強度が弱い建物であり、他でやったことのない耐震補強の工法でやっている。京都府下でもあまりやっていない工法。40年前の建物をはがすと想定よりも弱っているところが出てきたのが実態で、これをしないと本来の工事目的である耐震性が保てないので御理解を賜りたい。

< 西村委員 >

40年経過して劣化しているのは想定内。設計段階で瑕疵がある。どちらに瑕疵があるのか、その割合はどう思うか。

< 教育部長 >

設計段階では適正に見積もりされていたと思う。現実として解体して発見された。

< 西村委員 >

市がすべて負担するのか。

< 教育部長 >

市の工事なので市が持つことになる。

< 齊藤副委員長 >

工事を請け負ったのであるからその中でするように言えないのか。

< 教育部長 >

請負のもとには設計があり、仕事量が決まっている。その仕事量で契約した。

< 齊藤副委員長 >

それなら設計が悪いのだから設計したところが負担すればいいのでは。

< 教育部長 >

設計当初にはそこまでの仕事量が見込めなかった。

< 木曾委員 >

当初に全面建て替えの検討もしてきた。40年も経過しているのだからいろいろ出てくるかもしれないので十分考えるよう議論してきた。しかし経費のこともあり補強すると決まった。それなのに1,300箇所も出てきて補強で大丈夫かと心配する。当初にこのことがわかっていたら全面建て替えとなったかもしれない。当初の議論のスタートが崩れてくる。考え方が甘い。

< 教育総務課長 >

躯体の1,300箇所は耐震に大きな影響を与えるものではなく、具体的に柱にでこぼこ部分があったり、柱の一部が欠けていたり、鉄筋が一部出ている等であり耐震度に深刻な影響のあるものではない。状況をご理解願いたい。

< 木曾委員 >

それならこれだけの金額はいらぬのでは。

< 教育総務課長 >

具体的な補修内容はでこぼこしているところは下地処理し樹脂モルタルで整形、鉄筋出ているところは錆処理し樹脂モルタルを注入する。1,300箇所にも及ぶので積み上げるとこの金額になる。

< 木曾委員 >

積算根拠資料の提出を求める。

< 堤委員長 >

資料提出可能か。

< 教育総務課長 >

少しお時間をいただければ準備する。

< 堤委員長 >

午後の会議に間に合うか、後日か。

< 教育総務課長 >

建築住宅課に聞いて状況判断する。

< 齊藤副委員長 >

設計にミスがあったのになぜ市が負担するのか。耐震化ができるように設計依頼したのに見落とししたのはミス。

< 堤委員長 >

初めから起こりうることとしてその程度での依頼であったのか、見落とししていたのかそのあたりの検証が必要だが、どうか。

< 教育部長 >

サンプル調査で耐震診断したものに基づいて業者が設計した。その設計を基に仕事

量を見合って発注した。ただ、サンプル調査であるのですべて見抜けなかったことはある。設計に基づく仕事量を出していたものが耐震性を保つために仕事量が増えてきた。設計を見直すので仕事量が変わる。

< 中村委員 >

当時の設計段階で、図面等提供している。設計の状況がどうであったのか詰めるべき。

< 田中委員 >

設計段階でサンプル調査をしたということだが発注書にどのように書かれていたのか、それが基本になる。1,300箇所も出てきたのはサンプル調査が少なかったのか。建築住宅課も出席してそのあたりの説明をされたい。変更設計も作っているはずだが、それは業者が設計したのか、建築住宅課が行ったのか。業者であるならばその費用はどこで見てきたのか。

< 教育部長 >

手元資料がないので、午後から答える。

< 堤委員長 >

午後に建築住宅課の出席を求める。

< 事務局 >

要求資料ができるまで少し時間を要するので、配慮願いたい。

< 堤委員長 >

入れる時間は事務局と担当課で調整し、その間、ほかの案件を進める。

~ 12 : 18

(休 憩)

13 : 30 ~

5 陳情・要望

< 堤委員長 >

陳情が3件来ている。1件意見書提出を求めている件について協議願う。

< 事務局 >

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、趣旨、加盟団体、活動実績等説明

< 田中委員 >

趣旨には賛成するが、財源が配分されたときに実際の目的に活用されないといけない。

< 堤委員長 >

本市も多くの山林がある。意見書提出する方向で考えたいがどうか。

賛成

< 事務局 >

総務文教委員会から意見書案を出すことでいいか。文面は例通りでいいか。

< 堤委員長 >

それでよい。

全員了

6 その他

(1) 議会報告会で出された意見・要望等について

< 堤委員長 >

この表に基づき、事務局説明を。

< 事務局 >

A E D設置状況、災害緊急情報の状況等の説明を交え、表を説明

< 堤委員長 >

東別院12について。

< 田中委員 >

東別院町に限らず市内に設置されているA E Dはほとんど土日使えない状態。必要な時に使えるように例えばコンビニ設置等考えていかなければいけない。

< 西村委員 >

消火器のように頑丈なケースで外置き式のものでもいい。

< 中村委員 >

コンビニがいい。ない所は西村委員が言われた方法もいい。先進地の例も検討して市としても考えていかなければならない。

< 堤委員長 >

高価な物であるので安全面と市民の使いやすさを再検討願いたい。

< 木曾委員 >

「議会として検討したい」という当日の回答の内容が少しわかりにくい。

< 日高委員 >

担当課に伝えて返事を返してもらおうということだったと思う。

< 堤委員長 >

東別院町12は「報告」し、今出た意見も「要望」として伝えることとする。

- 了 -

< 堤委員長 >

旭2は「調査回答」とする。

- 了 -

< 堤委員長 >

旭5、旭7、南つつじヶ丘9は参考とする。

- 了 -

< 堤委員長 >

南つつじヶ丘10は「調査回答」とする。

- 了 -

< 堤委員長 >

東別院のアンケートは通学路危険箇所は「調査回答」、カーブ拡幅は「報告」とする。

- 了 -

(2) 議会だよりの掲載内容について

< 堤委員長 >

事務局、スペースの説明を。

< 事務局 >

A4の1ページに3常任委員会の審査報告を載せる。1/3なので2~3項目抽出願いたい。

< 中村委員 >

亀中の変更契約。

- 賛成 -

< 日高委員 >

女性委員登用について意見が多くかわされた防災会議条例の一部改正について。

- 賛成 -

< 堤委員長 >

それでは、変更契約と防災会議条例の一部改正とする。

(3) 次回月例会の日程・内容について

< 堤委員長 >

10月26日(金)午前10時からでしょうか。

- 了

< 堤委員長 >

内容は、いじめに係る現場の対応についてとする。

~ 14 : 20

14 : 32 ~

3 議案審査(続き)

(2) 第6号議案 亀岡市立亀岡中学校校舎耐震補強並びに大規模改修工事(建築)請負契約について

建築住宅課長説明

< 質疑 >

< 木曾委員 >

これまでに実施した他校の耐震工事との違いは、なぜ亀中だけこのようなことになるのか説明されたい。

< 建築住宅課長 >

これまでは壁をつくったり、プレスをつけるというような部分的な補修であった。亀中のような全面的に裸にするような工法ではなかった。亀中は他と違い、教室と廊下の間に柱がなく、不利な面がある。柱、梁に炭素繊維を巻いて建物全体を粘り強くして建物の強度を上げる工法。高速道路等には耐震補強として使われている工法であり、信頼性のあるもの。工法の違いが他校とあり、その施工過程の中で躯体に平滑性を持たせようとするもので、今回のような形になった。

< 木曾委員 >

当初の設計段階から予想できていたのではないかと思う。なぜ今、これだけの変更が出てくるのか。そこが納得いかないで議論になっている。

< 建築住宅課長 >

40年前の建物であるので不良箇所があることは想像はできるが発注段階で数量確定は見込めなかった。実際の施工の中で数量が明確になった時点で変更を願います

るもの。

< 木曾委員 >

契約金額が増えたら補助金も同じ率で入るのか。

< 教育総務課長 >

同じ率で補助対象になる。

< 西村委員 >

やはり設計段階で見込んでおくべきもの。当初の設計費用は。今回の設計費は。見積もりの甘さの責任はどこが持つのか。その按分はどうか。大きい金額なので責任を見極めなければいけない。あのように立派な曾我部小が4億円余りで建っている。あれだけの金額ならできるはず。安易に変更を認めるのではなく、責任の所在を把握すべきだ。

< 建築住宅課長 >

設計変更は生じていない。現場の状況に応じて修復工事をするもので設計には変えない。耐震補強に関する設計変更はない。責任問題とは当初に発見できなかったことか。

< 西村委員 >

設計はどこがしたのか。当初の金額はどうか。1,300もの箇所を図面に落とすだけでも大変であるがその経費は業者が持つのか。

< 建築住宅課長 >

変更箇所を発見する費用は見込んでいない。当初の設計金額は資料を持ち合わせていないが、業者は京都のC & C設計事務所である。

< 西村委員 >

1,300箇所も見ついたら業者も費用がかかっているはずである。そこも明確にすべきである。

< 建築住宅課長 >

当初の設計段階では箇所数はわかっていないし、その段階ですべてをめぐり調べることは現場的にも不可能。設計事務所が現場管理を行っており、当課と共同管理という形で工事管理を行っている。不良箇所の抽出はその業務の中で行っており、新たな業務は発生していない。

< 教育総務課長 >

当初の設計委託料は調べて答える。

< 並河委員 >

亀中は当初建て替えたかどうかという意見もあったかと思うが、耐震工事をして何年もつのか。

< 建築住宅課長 >

今回の躯体修復等きっちりすれば構造体のもつ年数は50～100年つぶれることはないと思う。設備は定期的にメンテを行えば使っていけるであろう。

< 並河委員 >

どこまでの震度に耐えられる耐震か。

< 建築住宅課長 >

日本の建築基準法で想定するのはほぼ震度6強。学校はそれより2割5分増しの強度で対応するので震度7までを想定して耐震補強工事を行っている。

< 中村委員 >

施工管理もC & Cか。

< 建築住宅課長 >

そうである。

< 中村委員 >

施工管理は設計費用とは別か。

< 建築住宅課長 >

そうである。

< 中村委員 >

今回の修復箇所を発見したことに伴う事務費用は別途かかるのか。

< 建築住宅課長 >

新たな費用は発生しない。現場管理をしているものの責任として設計事務所と建築住宅課で事務をする。

< 田中委員 >

資料に記載のある露筋はなぜ起こるのか。異物混入の異物とは何か。じゃんかとは。

< 建築住宅課長 >

じゃんかとはコンクリートを流し込んだ時、空気だまり等で石等が表に出てきた状態。異物とは木の型枠の切れ端等が残っていたケースもあった。室内の仕上げを木煉瓦を打ち込む工法を使っていた。その木片が残っていた。

< 田中委員 >

露筋とはどういう状態か。

< 建築住宅課長 >

鉄筋が見えている状態。

< 田中委員 >

なぜそうなるのか。

< 建築住宅課長 >

コンクリートのまわりが悪く鉄筋が見えている状態。原因はわからないが躯体の一部が欠けて鉄筋が見えている状態もある。

< 田中委員 >

物が当たって後で出てきたというのならわかるが、そうでない露筋があるとすれば当初の施工ミス、検査ミスもあるのではないかと思う。木片もつぶさないとわからなかったのか。目視ができるものとは違う。目視できるものがあれば施工管理上の責任が問われる。当時の工事がどうであったのか見直す必要もあるのではないか。設計時のサンプル調査は何箇所で行ったのか。

< 建築住宅課長 >

木片が入っているというのはあってはならない状態だと思うが、当時のことは明確に答えられない。サンプル調査は壁を何箇所めくったかということか。

< 田中委員 >

耐震設計時の調査の箇所数。

< 建築住宅課長 >

耐震設計時にコンクリート自体の硬さ、壁の構造は調査する。おそらく12箇所のサンプル調査であったと思う。モルタルをめくったり、天井をめくっての調査はしていない。

< 教育総務課長 >

先ほどの質問の当初実施設計金額は2,730万円。

< 西村委員 >

2,730万円は相当な仕事ができる金額である。なぜ天井等めくって見ないのか。机上の積算だけではわからない。随分見落としている。1,300箇所を見抜くよう

な設計でなければ元々設計が悪い。

写真を見ると鉄筋の所に矢を打っているように見える。ぼこぼこしているのは。貫通した穴は。説明を。

< 建築住宅課長 >

梁下の欠けは何かが当たっているのでは。ざらざらのある所はコンクリートのまわりが悪い。貫通抗がそのまま置いてある状態のよう。

< 西村委員 >

当初設計でしっかり見ておくべきもの。設計ミスと思う。

< 堤委員長 >

高額耐震補強を議会も認めてきた経過がある中で今回の変更が出てきた。築40年経っているがその図面を業者は見ているのだから、それを見抜くのが業者の仕事である。1,300箇所も出てくるのは民間では通らない。責任を持った仕事をしていないのではないかと言いたい。追及する権利は亀岡市にあるのではないか。

< 建築住宅課長 >

多額の変更で公金を使うのは問題があると思うが、実際に学校を使用しながらこれだけの現状をつかむのは不可能だと思う。施工後にはなったが裸にして対応し学校の安全性を高めていきたい。ご指摘の点は反省する。

< 堤委員長 >

財政厳しい折に今後このようなことのないよう戒めて慎重にしていくべきとの思いで議論をしてきた。説明を受けて一定理解した。

< 田中委員 >

当初見つけられなければ変更すればいいという安易な考え方も実際あったのではないか。当初説明時に今回の調査はこうであり、施工中にいろいろ見つかるかもしれない旨説明があればよかった。起こりうることは事前に言うべきではないか。

< 木曾委員 >

今回の変更がもし委員会で認められなければどうするのか。

< 建築住宅課長 >

私が答えられることではないかと思うが、既決工事費の中で何かを省くしかないかと思う。

< 齊藤副委員長 >

そもそもこの補修をしなければ耐震補強にどう影響があるのか。改装、美観に関することではないのか。

< 建築住宅課長 >

下地修正は大きな要素である。今回の建物に関しては地震時の揺れによって柱のコンクリートが外に飛び出してつぶれるのがパターン。今回はコンクリートに炭素繊維等を張り付けて粘り強くするのが目的である。このままの状態で行うのは今回の工法においてはマイナスである。

< 西村委員 >

私の考えでは最初の設計時に十分な調査をせずに設計書を作った瑕疵があると思う。それを設計業者に指摘する必要がある。瑕疵を認めるのかどうか。設計管理料を支払っているのにペナルティーをかけるべきではないか。

< 田中委員 >

設計業務は発注仕様書に基づいてやっている。それなら瑕疵は無理では。

< 建築住宅課長 >

耐震設計にあたり、どこまで調査し行うかの仕様書は当課が作っているのに瑕疵を

求めることはできない。先ほど田中委員からご指摘の途中で変更できるとの発注側のあいまいな考えがあったことは真摯に受けとめ、今後に生かしていきたい。

<西村委員>

天井をめくってということは亀岡市の仕様書に入っていなかったのか。

<建築住宅課長>

入っていない。

<西村委員>

なぜか。

<建築住宅課長>

学校として使用中のため不可能かと考える。

<堤委員長>

市側の不備の指摘をされること自体、反省すべき点がある。理論武装し説明にあたってほしい。

<「通学路の安全に関する調査」危険箇所一覧について>

学校教育課長説明

<質疑>

<木曾委員>

201箇所は新聞にも出ており問い合わせがある。対応はきちりとHP等でも公表すべきでは。

<教育部長>

いつどこまで実施ということは予算協議も必要なので、まだ公表できない。箇所のみならばお知らせできる。

4 討論～採決

<討論>

<田中委員>

反対ではないが6号議案について、既存建物を改築等するときは十分な調査をされたい。安易でなかったと思うが安易に変更しないように。

<木曾委員>

第6号が認められなかったらどうするのかと問うた時、絶対認められたいという答弁があると思ったらそうではなかった。安易な変更のないよう委員長に強く言ってもらいたい。

<西村委員>

その通りである。意見を付けて言ってほしい。市もしっかりとした条件を仕様に入れるようにされたい。

<堤委員長>

今の意見を文言整理して委員長報告に盛り込む。

<採決>

第1号議案	賛成全員	可決
第3号議案	賛成全員	可決
第4号議案	賛成全員	可決

第6号議案	賛成全員	可決
報告第1号	賛成全員	承認

< 田中委員 >

第1号議案について、住宅公社からの土地の買い取りの件は善良な管理をするよう委員長報告に盛り込まれたい。

< 木曾委員 >

第3号議案について、女性委員の登用について整理するよう盛り込まれたい。

< 田中委員 >

女性委員の登用を拡大する方向で検討されたい。

< 堤委員長 >

正副委員長で整理する。

< 田中委員 >

6月議会の時に協議した「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の要望書」について、待ってほしい意見を述べて継続審査になっていたが、賛成する。

< 事務局 >

12月に再協議いただくことでいいか。

< 堤委員長 >

12月議会で改めて協議する。

それでは、本日これで、総務文教常任委員会を閉議する。

15 : 41 閉議